

デジタル社会に向けた重点計画 抜粋

デジタル社会に向けた重点計画（令和3年6月18日閣議決定）

第2部 デジタル社会の形成に向けた基本的な施策

2. 徹底したUI・UXの改善と国民向けサービスの実現

（8）準公共・民間分野のデジタル化の推進の方向性

- 準公共分野の情報システムについては、デジタル社会の形成に資するよう、情報システム整備方針に基づき施策を推進する。
- 相互連携分野については、各府省庁が、情報システムの連携のための標準の整備方針（標準に係る整備方針）を策定する。デジタル庁はその進捗を評価し、是正が必要な場合には担当府省庁と協議し、調整を行う。
- 国・地方公共団体・民間事業者間で円滑なデータ連携を実現するためのプラットフォームの構築に向けた取組を進める。その際、データ流通を阻害する要因を除去するルールをデータ戦略タスクフォースにおいて整理した上で、プラットフォームの構築に向けた取組の中でルールの具体化を図る。